

総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会カーボンマネジメント小委員会CCS事業制度検討ワーキンググループの設置と中央環境審議会水環境・土壌農薬部会海底下CCS制度専門委員会との合同会議の開催について

令和7年9月  
資源エネルギー庁  
環境省水・大気環境局

- CCSは、鉄、セメント、化学、石油精製等の脱炭素化が難しい分野や発電所等で発生したCO<sub>2</sub>を地中貯留することで、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠となっている。
- こうした中で、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、CCSの事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を整備するため、2024年5月に二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）が成立した。CCS事業法は、CCS事業の事業化フロー（探査・試掘・貯留事業）に沿って多段階的に施行することとしており、2024年11月までに探査・試掘に係る規制の詳細を政省令等にて規定したところ。
- CCS事業法の完全施行に向けては、貯留事業・導管輸送事業に係る規制（2026年5月23日までに施行）について、詳細設計の検討を進め、政省令やガイドライン等において、その具体的内容を明らかにする必要がある。
- こうしたことを踏まえ、カーボンマネジメント小委員会の下に、地下構造等の専門家から構成される「CCS事業制度検討ワーキンググループ」を新たに設置し、安全かつ安定的にCO<sub>2</sub>を貯留するために必要な事項について検討を実施する。
- また、海域の貯留事業は経済産業省と環境省との共管事項であることから、関連する事項について一体的に議論するため、CCS事業制度検討ワーキンググループと中央環境審議会水環境・土壌農薬部会海底下CCS制度専門委員会との合同開催の形で審議を行う。